

第四十八号議案

江戸川区暴力団排除条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- 四 区民等 区民及び事業者をいう。
- 五 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 六 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 七 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当

な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内（以下「区内」という。）における事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等及び警察その他関係機関（以下「警察等」という。）の連携及び協力により推進するものとする。

（区の責務）

第四条 区は、区民等との協働のもと、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

（区民等の責務）

第五条 区民等は、第三条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。

二 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

三 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（行政対象暴力に対する措置）

第六条 区は、法第九条第十五号から第二十号までに掲げる行為その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（区の事務事業に係る暴力団排除措置）

第七条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業（以下「区の事務事業」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区の事務事業に係る契約又は当該契約に関連する契約に関し、契約の相手方、代理人等が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（補助金の交付等における措置）

第八条 区は、補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付けにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置）

第九条 江戸川区長（以下「区長」という。）若しくは江戸川区教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。）

は、区が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の利用の承認（以下「承認」という。）について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

（広報及び啓発）

第十条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

（区民等に対する支援）

第十一条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（青少年に対する措置及び青少年の教育等に対する支援）

第十二条 青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年に対し、暴力団に加入し、又は暴力団関係者による犯罪の被害を受けることがないよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が、青少年に対して前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（区民等の安全確保のための措置）

第十三条 区長は、暴力団員の祭礼、興行その他の公共の場所における行事への関与その他暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、区民等に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、区内を管轄する警察署の長に対し、区民等の安全及び平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

区における暴力団排除活動の基本理念を定めるとともに、区及び区民等の責務、暴力団排除活動を推進するための措置等を定める必要があるため、本案を提出いたします。